

浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務
公募型プロポーザル実施要領～公募型の場合～

1 事業の概要

(1) 事業名

浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務

(2) 事業の目的

高知県では、発生が想定される南海トラフ地震に備え、高知市街地の被害を最小化するため浦戸湾の地震・津波対策を進めている。

河川堤防については、堤防耐震照査結果をもとに、液状化および長期浸水対策を先行して実施しており、特に緊急性・重要性の高い一連工区において対策が進められている。また、港湾海岸堤防については浦戸湾の三重防護対策として発生頻度の高い津波(以下 L1 津波という)による浸水を防止するための対策が進められている。

今後、河川堤防についても、L1 津波の侵入防止を実施していく上で必要となる河川堤防の対策方針を決定することを目的とする。

(3) 事業内容

別紙1「浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務仕様書」参照

(4) 委託期間

契約締結日から令和9年3月17日

2 見積限度額

270,000千円(消費税額及び地方消費税額を含む。)

3 審査委員会の設置

別添定める「浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務プロポーザル審査委員会設置要領」に基づき、審査委員会を設置する。

4 企画提案者の決定方法

公募型プロポーザル方式

5 企画提案者の募集

企画提案者の募集は、別途「浦戸湾流入河川堤防整備検討委託業務公募型プロポーザル募集要領」に定める。

6 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者(以下「参加者」という。)のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催する。審査委員会では、あらかじめ定めら

れた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。ただし、審査要領に定める条件を満たす提案でない場合は、候補者又は次点者として選定しない。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、事業の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進む。40日以内（予定、（県の閉庁日を含む））に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行う。

7 資格要件

参加者の資格要件は次のとおり。

- (1) 高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている（若しくは契約締結時まで登録が予定されている）者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」、「高知県建設工事指名停止措置要綱」及び「指名回避措置基準要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定債務等の調整に係る調停の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てのいずれも行っていない者であること。その手続を行った者にあつては、その手続開始後に知事が別に定める手続により参加資格の再認定を受けている者。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (8) 高知県における令和7年度建設コンサルタント等業務競争入札参加資格を有し、「土木関係建設コンサルタント」部門のうち「河川、砂防及び海岸・海洋」部門に登録されている者。
- (9) 平成27年度以降に高知土木事務所管内（浦戸湾流入河川に限る）で液状化または堤防耐震対策を含む業務実績（10百万円以上）があること。
- (10) 管理技術者及び照査技術者は次のアからウのいずれかの資格を有すること。
ア 技術士

建設部門のうち選択科目を「河川、砂防及び海岸・海洋」とする者。

総合技術監理部門のうち、「建設－河川、砂防及び海岸・海洋」とする者。

イ RCCM 登録者で専門技術部門を「河川、砂防及び海岸・海洋」とする者。

ウ 建設コンサルタント登録規程第3条1号のロの規定により登録部門を「河川、砂防及び海岸・海洋部門」において大臣が認定した者。

8 説明会

行わない。

9 質疑と回答

質疑は令和8年1月27日(火)までに質疑書(別紙様式－8)により持参、郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)、FAX又は電子メールで受け付けする。FAXと電子メールによる場合は、電話により着信を確認すること。質疑と回答の内容はホームページに掲載する。

10 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルの参加を予定している者から、参加申込書(別紙様式－9)に資格要件の確認書類を添えて申込みを受け付けする。申込みに当たって提出される書類を次表に示す。

[提出書類の様式、提出部数等]

番号	提出書類の名称	規格	提出部数
1	参加申込書(様式)	A4縦	正1部 副9部
2	企業概要(様式)	A4縦	正1部 副9部
3	企業状況表(様式)	A4縦	正1部 副9部
4	高知県測量・設計コンサルタント等業務競争入札参加資格決定通知書等	A4縦	正1部 副9部
5	TECRIS 登録内容確認書の写し等	A4縦	正1部 副9部
6	管理技術者及び照査技術者の資格証明書等	A4縦	正1部 副9部

(1) 参加申込書

① 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

② 提出期限

令和8年2月16日(月)午後5時(必着)

③ 提出先

〒780-0850 住所 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号

高知県 土木部 河川課 治水班担当 TEL 088-823-9841

(2) 資格要件の確認

高知県土木部河川課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認する。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和8年2月20日(金)までに申込者へ電子メールにて通知する予定。

(3) 資格要件が満たなかった者に対する理由説明

① 参加申込書を提出した者のうち資格要件が満たなかった者に対しては、満たなかった旨及び満たなかった理由を書面により通知する。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に、書面により、知事に対して資格要件が満たなかったことについての説明を求められることができる。

② 知事は説明を求められたときは、説明を求められることができる最終日の翌日から起算して10日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答する。

11 企画提案書の作成

別途定める「企画提案書作成要領」のとおり。

12 審査

別途定める「審査要領」のとおり。

13 審査結果

審査結果は、令和8年3月下旬頃に、全ての参加者に文書で通知する。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となる。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-ig.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-ig.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

14 日程

令和8年1月16日(金) 募集開始

令和8年1月27日(火) 質疑提出締切り

令和8年2月16日(月) 参加申込及び資格確認書類提出締切り

令和8年3月6日(金) 企画提案書の提出締切り

令和8年3月12日(木) 審査委員会(プレゼンテーション)

令和8年3月下旬 審査結果通知

15 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却しなし。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)する。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示する。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となるので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-7により提出すること。

開示・非開示の判断は様式-7に基づき行うものではなく、様式-7を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断する。

高知県情報公開条例

[\[https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj\]](https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=1&totalCount=1&fromJsp=SrMj)

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはない。

16 問合せ先

高知県 土木部 河川課

担当者 大野 央嗣

TEL 088-823-9841

FAX 088-823-9129

E-mail 170901@ken.pref.kochi.lg.jp

17 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがある。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除

に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合

⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

18 その他

- (1) 参加申し込み提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届(様式自由)を提出すること。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをするものではない。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は提案者の負担とする。
- (3) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではない。